

市中小企業・小規模企業振興会議

【委嘱状交付式】

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 閉 会

【第1回会議】

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 説 明
 - (1) いわき市中小企業・小規模企業振興条例について
 - (2) いわき市中小企業・小規模企業振興会議について
- 4 会長・副会長選出
- 5 意見交換
 - (1) 中小企業・小規模企業に対する主な施策について
 - (2) その他
- 6 閉 会

平成28年7月27日(水) / いわき市文化センター

【資料目次】

(1) いわき市中小企業・小規模企業振興条例について

(2) いわき市中小企業・小規模企業振興会議について

(3) 今後の会議の進め方について

参考1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例

参考2 いわき市中小企業・小規模企業振興会議の組織及び運営に関する要綱



(1) いわき市中小企業・小規模企業振興条例について

【条例の概要】

活力あるいわきを創生し、豊かな地域社会を形成するためには、本市の産業界の大部分を占める中小企業・小規模企業が、将来にわたって輝き続けることなどが不可欠なことから、平成28年4月に「いわき市中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念等を位置づけたもの。

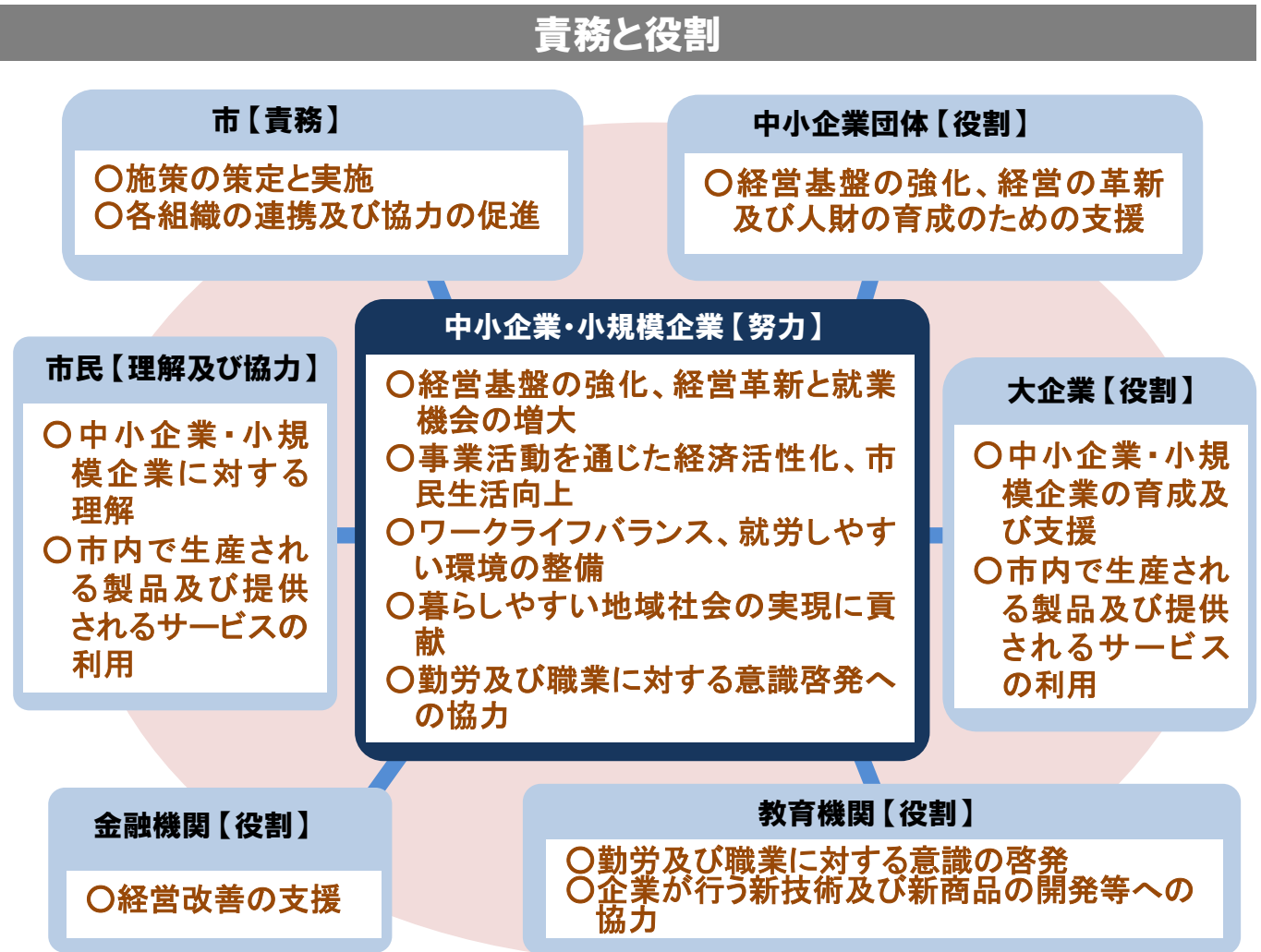
基本理念

- ◆ 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力の下に推進する
- ◆ 市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力により推進する
- ◆ 国及び県との連携を図りながら、推進する
- ◆ 東日本大震災の影響による被害を克服するための不断の取り組みにより推進する

推進体制

振興会議を設置し、施策の実施状況及び方針等を協議。

責務と役割





(1) . いわき市中小企業・小規模企業振興条例について

【参考】 条例の構成と策定経過

条例は、3章18条で構成され、その内容等については、外部の有識者等で組織する「いわき市中小企業振興懇談会」の意見などを踏まえながら、庁内検討会議においても協議し、作成している。

主な項目	主な内容
基本理念 (第3条関係)	中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力の下に推進されなければならないこと、市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力により推進されなければならないことなどを定める。
各機関等の役割 (第4条～第10条関係)	市の責務、中小企業・小規模企業の努力、中小企業団体、大企業、教育機関及び金融機関の役割並びに市民の理解及び協力について定める。
中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本方針 (第11条～第16条関係)	施策の実施にあたっての基本的な方針として、人財の確保及び育成、経営基盤等の強化、事業活動の拡大、創業及び事業転換等の促進並びに東日本大震災からの復興及び創生などを定める。
中小企業・小規模企業振興会議 (第17条関係)	中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況及び方針等について協議するため、いわき市中小企業・小規模企業振興会議を設置し、同会議の意見を参考に施策を実施することなどを定める。



いわき市中小企業振興懇談会(構成員16名、平成27年度に4回の懇談会を開催)
 いわき市中小企業振興条例庁内検討会議(構成員12名、平成27年度に4回の会議を開催)



(1) いわき市中小企業・小規模企業振興条例について

【参考】市の中小企業・小規模企業振興に関する施策の基本方針

条例の中で、市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本を「人財の確保及び育成」「経営基盤等の強化」「事業活動の拡大」「創業及び事業転換等の促進」「東日本大震災からの復興及び創生」とし、必要な調査・分析・情報発信等を行っていくこととしている。

<中小企業・小規模企業振興に関する施策のイメージ>

施策の基本方針	主な施策の方向性	主な手法
人財の確保及び育成	<input type="checkbox"/> 人財確保 <input type="checkbox"/> 人財育成 <input type="checkbox"/> 福利厚生・就業環境改善 等	<input type="checkbox"/> 補助金・助成金等 <input type="checkbox"/> 金融・税制優遇等 <input type="checkbox"/> 専門家 <input type="checkbox"/> 官公需 <input type="checkbox"/> 情報発信 等
経営基盤等の強化	<input type="checkbox"/> 技術・商品開発 <input type="checkbox"/> 販路開拓 <input type="checkbox"/> 商業・商店街の活性化	
事業活動の拡大	<input type="checkbox"/> 設備投資・立地 <input type="checkbox"/> 資金調達 等	
創業及び事業転換等の促進	<input type="checkbox"/> 起業・創業 <input type="checkbox"/> 第二創業・事業転換 等	
東日本大震災からの復興及び創生	<input type="checkbox"/> 復旧・風評被害対策 <input type="checkbox"/> 復興・創生関連産業集積 等	



(1) . いわき市中小企業・小規模企業振興条例について

なお、市では、本条例のほかに、個別の産業別ビジョンを策定しており、本条例と当該ビジョンとの主な関係は次のとおり。

中小企業・小規模企業振興条例

本市の主な産業別ビジョン

中小企業・小規模企業振興条例は『理念条例』であり、施策の具体的な方向性や内容については、産業振興ビジョンや関係計画等、別な形でとりまとめられる。

工業振興ビジョン
商業まちづくりプラン
農業・農村振興プラン
森林・林業・木材産業振興プラン
水産業振興プラン 等

本市においても、個別に産業別ビジョンが策定されており、中小企業・小規模企業の振興に関して、既にビジョンに位置づけられている施策はその推進・強化を、また、位置づけられていない施策は、その必要性や事業内容・規模等を検討していくという関係性を有している（産業別ビジョン以外でも、まちづくりをはじめ、様々な行政施策の分野で、条例と関連する計画等が策定されており、これらについても同様の考え方）。

※ビジョンとは別に理念条例として中小企業・小規模企業振興条例を制定する意義(理由)

- 自治体内部に「中小企業・小規模企業を振興する」という立場を明確にする(→産業以外の関連部門にも理解と協力を促す)
- 自治体の考え方と方向性を、地域の中小企業・小規模企業に理解してもらう。
- 施策の連続性を担保する根拠となる。 等



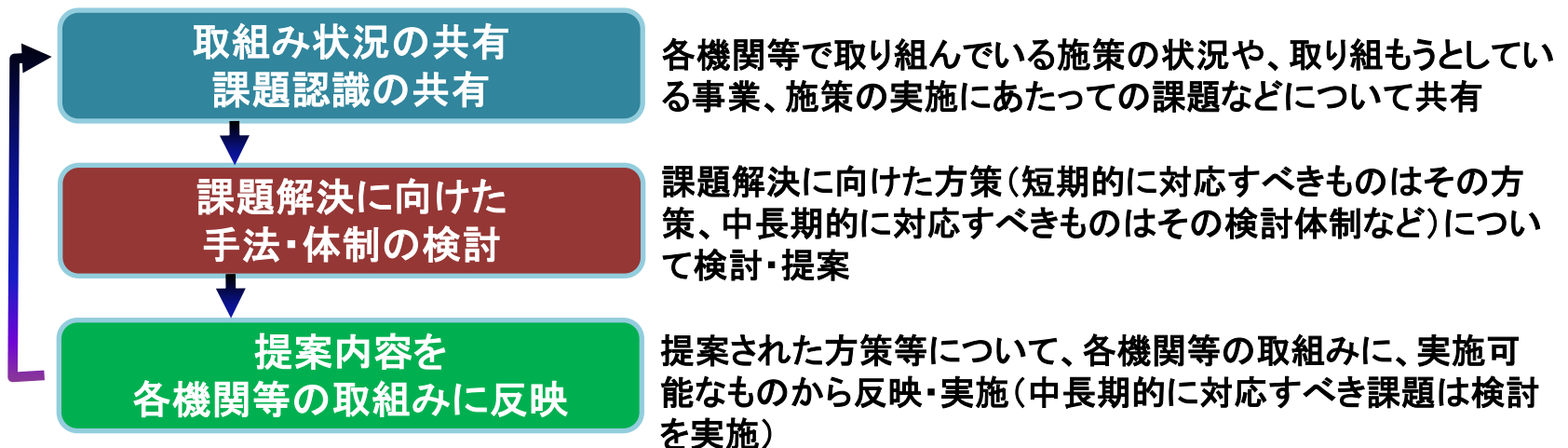
(2) . いわき市中小企業・小規模企業振興会議について

【振興会議の内容】

振興会議は、中小企業・小規模企業の振興に関する各機関等が主体となって、課題を出し合い、その対応手法・検討体制を協議し、それぞれの取組みにつなげていく役割を有している。

会議のミッション（役割＝「施策の実施状況及び方針について協議」）

- I 各機関等の取組み状況や課題認識を共有し、
- II その対応手法・体制を検討し（必要に応じて、各機関等に持ち帰って検討し）、
- III 提案された内容を、各機関等の取組みにつなげていくこと



取組み状況や課題、解決手法等を、各機関等から持ち寄っていただき、会議で磨き上げ



(2) . いわき市中小企業・小規模企業振興会議について

【振興会議の委員】

敬称略・順不同

所属・団体名等		職氏名等		備考	
中小企業・ 小規模企業等	福島県中小企業家同友会いわき地区	副会長	丹野 勇雄		
	いわき経済同友会	幹事	佐久間 一枝		
大企業	いわき商工会議所	市内大手企業 復旧・復興懇談会	佐藤 博史		
中小企業団体等		中小企業振興部長 兼中小企業相談所長			
	いわき地区商工会連絡協議会	主任主査	川島 秀一		
	いわき産学官ネットワーク協会	インキュベーション マネージャー	奥瀬 円		
	支援関連等専門家	NPO法人TATAKAGE Japan 理事長		松本 丈	
		税理士		木幡 仁一	
		社会保険労務士		松本 麻衣子	
マーケティングアドバイザー			橘 あすか		
金融機関	いわき信用組合	常勤理事 兼業務企画部長	本多 洋八		
行政機関	いわき市	産業振興部長	荒川 洋		



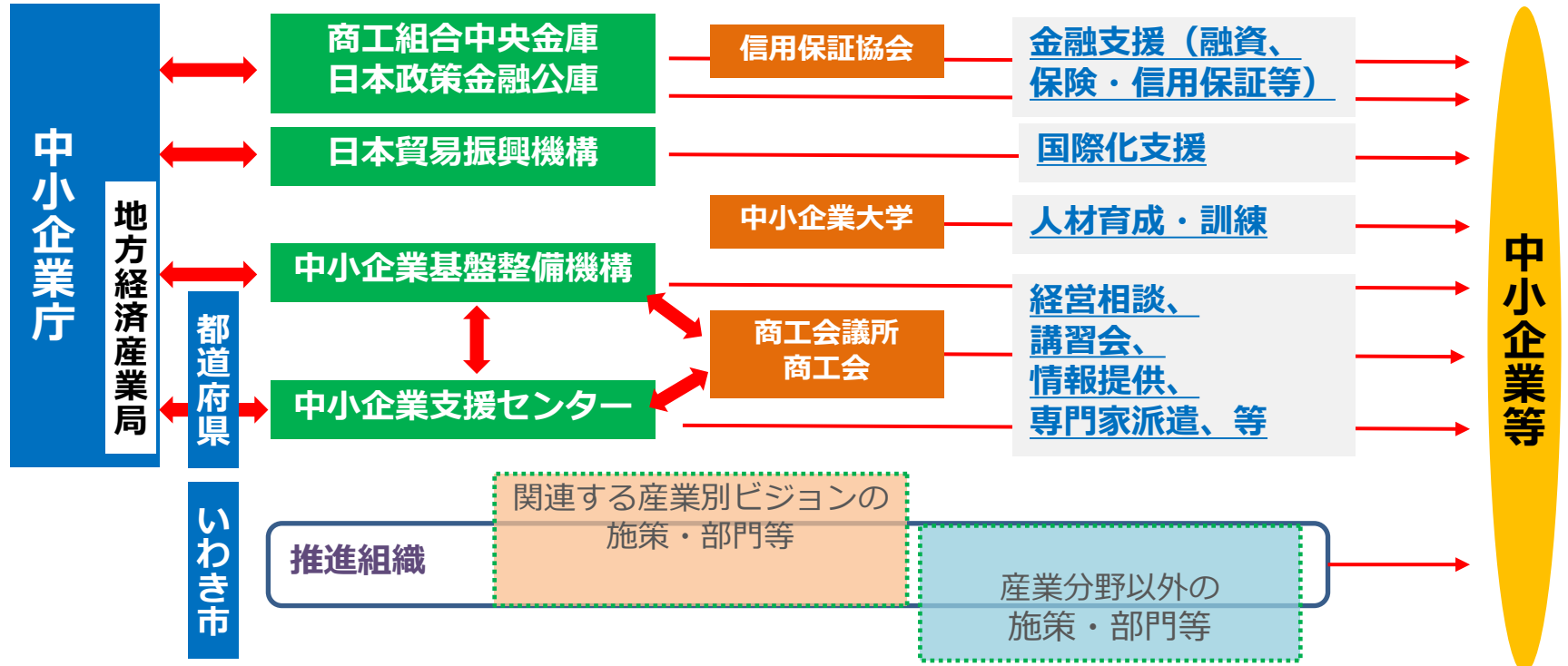
(2) . いわき市中小企業・小規模企業振興会議について

【参考】振興会議の実施にあたっての留意点 ～各機関の連携と協働～

中小企業・小規模企業の振興施策は、国・県・商工団体等で、一定の役割分担のもとで推進されており、特に、地域の商工会議所・商工会等は、日々、多くの中小企業等の経営相談に応じるなど、それぞれ独自の取組み・推進体制を展開しており、これらを尊重し、更に活用していく考え方が重要。

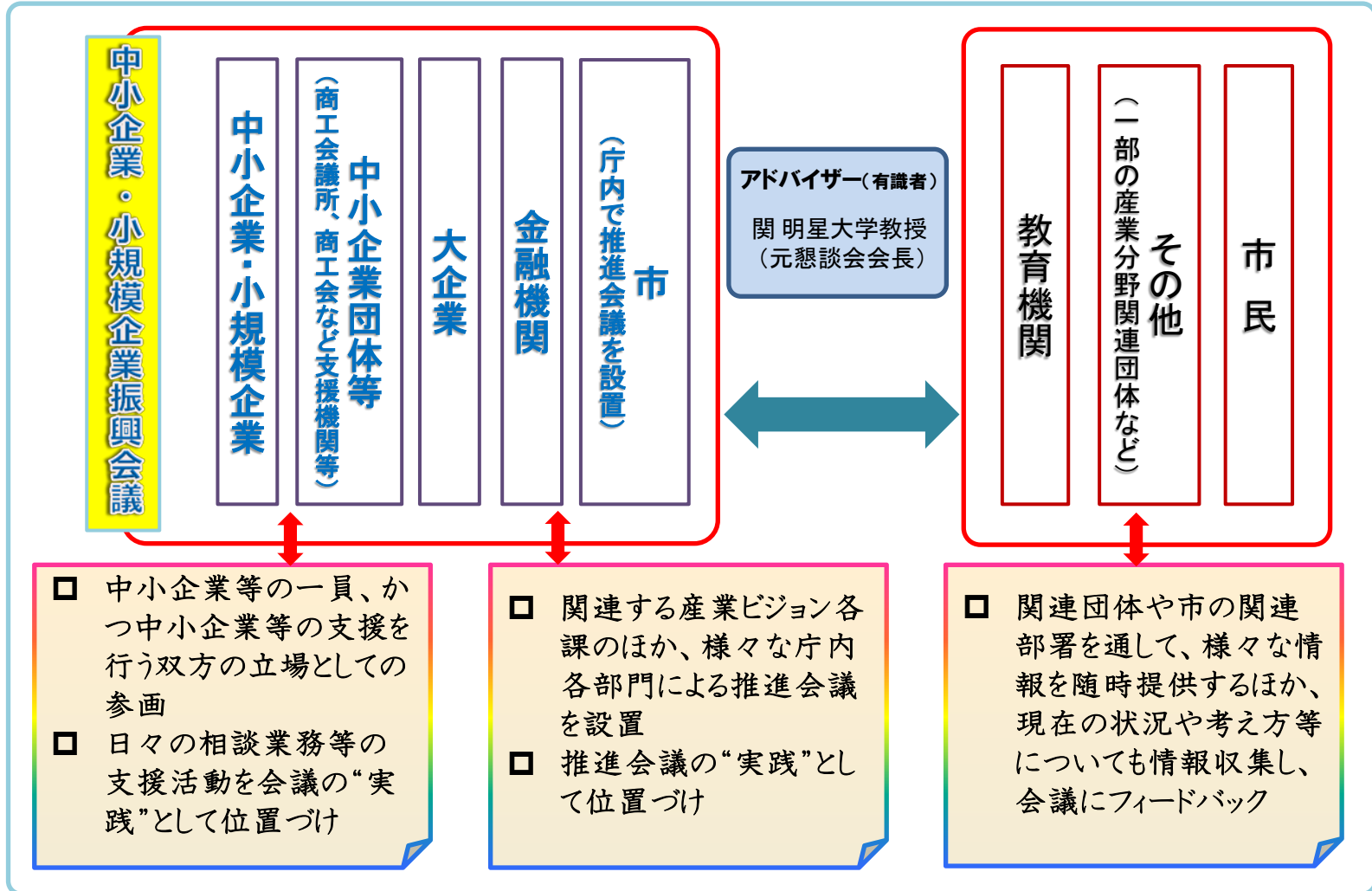
なお、市の内部においても、関連する産業別ビジョン等の推進体制を活用するとともに、市内の事業所数の約99%が中小企業・小規模企業で、その業種も、建設・卸小売・サービス業といった市民生活と密接に関わる分野が8割以上占めている状況も踏まえ、全庁的に施策を推進する組織体制を整備する。

【参考】中小企業・小規模企業振興施策の基本的な体制



(2) . いわき市中小企業・小規模企業振興会議について

また、振興会議の委員は、中小企業・小規模企業の振興に中心的・専門的な役割を担っている機関・メンバーに絞り込み、中小企業・小規模企業振興の全体を俯瞰した議論を行う体制としたことから、振興会議に参画しない分野・機関に対しても、会議の状況など様々な情報を随時提供し、また、当該分野・機関の状況や考え方等についても情報収集を行い、振興会議での議論にフィードバックできる体制を整備する。





(3) . 今後の会議の進め方について

会議のミッション（役割＝「施策の実施状況及び方針について協議」） ※再掲

- I 各機関等の取組み状況や課題認識を共有し、
- II その対応手法・体制を検討し（必要に応じて、各機関等に持ち帰って検討し）、
- III 提案された内容を、各機関等の取組みにつなげていくこと

…上記のような会議のミッションを踏まえた平成28年度の進め方（案）…

第1回（今回：7月27日）：

委嘱状交付、説明（条例、会議等）、情報交換

+次回までに→可能な範囲で、それぞれの取組みや課題認識を持ち寄り

第2回（9月下旬予定）：

取組み・課題認識について情報共有・意見交換

+次回までに→可能な範囲で、解決に向けた手法・体制案等を持ち寄り

第3・4回（11～3月予定）：

課題解決に向けた対応手法・体制等について意見交換、磨き上げ 等

※上記に加え、有識者や先進事例の紹介等も可能な範囲で行うほか、委員に対する個別ヒアリング等も行う。



参考 1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 1/7

いわき地域は、明治以降、常磐炭田を基盤に、産炭地域として発展してきたが、昭和30年代から急速に進展したエネルギー革命により、石炭産業の斜陽化という転換期を迎えるに至った。そのような時代を背景に、新産業都市の指定とともに、昭和41年、14市町村の対等合併によりいわき市は誕生した。本市が誕生した昭和41年は、市内の炭鉱会社がまさに生き残りを賭け、観光産業への転身に踏み出した年であり、いわき市自体も産業構造の転換を図るため、厳しい道のりを歩まなければならなかった。

合併後は、重要港湾小名浜港、常磐自動車道などの高速交通網や好間中核工業団地などの産業基盤の整備、積極的な工場誘致が功を奏し、石炭産業から、電気、化学産業等を中心とする製造業への転換に成功した。これにより、平成7年には製造品出荷額等が東北地方第一を誇る、東北有数の工業都市に成長し、全国の産炭地域が軒並み衰退する中、産業構造の転換により復活を遂げた稀有な地域となった。

この間、本市の大部分を占める中小企業・小規模企業は、石炭産業の斜陽化や石油ショック、金融危機といった数々の激動の波を乗り越えながら、一貫して本市のものづくり産業や経済及び雇用を支える重要な役割を担い、本市発展の原動力となってきた。

しかしながら、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、少子高齢化の進展及び産業構造の変化等により、日本全体で厳しさを増してきている。

さらに、本市においては、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の影響による風評被害などが、その厳しさを更に過酷なものとしている。

本市が震災前にも増して活力あるいわきを創生し、豊かな地域社会を形成するためには、中小企業・小規模企業が将来にわたって輝き続けるとともに、「企業は人なり」との考えの下、企業の財産である働く人々が、働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境の実現が不可欠である。そのため、本市の中小企業・小規模企業の振興に向けた基本理念等を明らかにし、施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。



参考1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 2/7

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げるもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。(ただし、次号に規定する小規模企業を除く。)
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定するもので、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第1号に規定する中小企業及び前号に規定する小規模企業をいう。
- (4) 中小企業団体 商工会議所、商工会その他の中小企業・小規模企業の振興を図ることを目的とする団体をいう。
- (5) 大企業 中小企業・小規模企業以外の企業で、市内において事業活動を行っている企業をいう。
- (6) 教育機関 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。
- (7) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うもの及び信用保証協会をいう。
- (8) 人財 中小企業・小規模企業にとって重要な人的財産をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力の下に推進されなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力により推進されなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興は、国及び県との連携を図りながら、推進されなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興は、東日本大震災の影響による被害を克服するための不断の取組により、推進されなければならない。



参考1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 3/7

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施にあたっては、中小企業・小規模企業、中小企業団体、大企業、教育機関、金融機関及び市民の連携及び協力の促進に努めなければならない。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、社会経済情勢の変化に対応して、経営基盤の強化、経営の革新及び就業機会の増大などに自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、その事業活動を通じて、本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、子育て及び介護支援等に配慮した仕事と生活の調和(以下「ワーク・ライフ・バランス」という。)に取り組むよう努めるものとする。

4 中小企業・小規模企業は、多様な人財の雇用や育成を図るため、就労しやすい環境の整備に努めるものとする。

5 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員として、文化、スポーツ及び美化活動への参加及び協力並びに災害への対応等により、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

6 中小企業・小規模企業は、学生等の勤労及び職業に対する意識の啓発に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化、経営の革新及び人財の育成のための支援に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、中小企業・小規模企業の育成及び支援に努めるものとする。

2 大企業は、市内の経済循環を促進するため、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。



参考1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 4/7

(教育機関の役割)

第8条 教育機関は、地域の次世代を担う学生等に対し、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発に協力するよう努めるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、中小企業・小規模企業が行う新技術及び新商品の開発等に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業・小規模企業の経営改善を支援するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が本市経済の活性化、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深めるものとする。

2 市民は、市内で生産、製造及び加工される製品並びに提供されるサービスの利用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 中小企業・小規模企業の振興に関する施策方針

(施策の基本方針)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施にあたっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 人財の確保及び育成
- (2) 経営基盤等の強化
- (3) 事業活動の拡大
- (4) 創業及び事業転換等の促進
- (5) 東日本大震災からの復興及び創生

2 市は、施策を効果的に実施するため、必要な調査、分析及び情報発信を行うものとする。

3 市は、施策の策定及び実施にあたり、小規模企業が地域の特性を生かした事業活動を行い、就業機会を提供するなど、地域における経済の安定に寄与していることから、小規模企業が事業を円滑かつ着実に運営できるように必要な配慮をするものとする。



参考 1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 5/7

第12条 市は、前条第1項第1号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 次代を担う若者が「ふるさといわき」へ誇りをもち、いわきに定着する取組を推進すること。
- (2) 女性が能力を十分に発揮することができるよう、女性に対する就業機会の提供の推進を図り、女性の活躍が促進される取組を支援すること。
- (3) 高齢者、障がい者その他の多様な人財がその能力を発揮するため、多様な働き方を提供する取組を支援すること。
- (4) 優秀な人財の確保及び定着を図るためには、職場環境の一層の改善が重要であることから、子育て及び介護支援等に配慮したワーク・ライフ・バランスに関する取組を推進すること。
- (5) 中小企業団体及び教育機関との連携及び協力の下、従業員の能力の開発及び向上並びに伝統技能をはじめとした技術及び技能の継承に関する取組を推進すること。

(経営基盤等の強化)

第13条 市は、第11条第1項第2号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業団体が実施する経営に関する相談及び指導の充実に関する取組を支援すること。
- (2) 金融機関との連携及び協力の下、中小企業・小規模企業における円滑な資金調達を支援すること。

(事業活動の拡大)

第14条 市は、第11条第1項第3号の基本方針に基づき、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等にあたって、中小企業・小規模企業の受注の機会の増大を図るように努めること。
- (2) 中小企業団体との連携及び協力の下、中小企業・小規模企業の取引及び販路の拡大、農商工連携(中小企業・小規模企業と農林漁業者が連携して新商品の開発等を行うことをいう。)の促進並びに新たな分野への進出等に対する取組を支援すること。
- (3) 新技術及び新商品の開発に対する取組を支援すること。
- (4) 大企業と中小企業・小規模企業との間の取引及び中小企業・小規模企業相互間の取引の拡大に向けた取組を推進すること。



参考1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 6/7

(創業及び事業転換等の促進)

第15条 市は、第11条第1項第4号の基本方針に基づき、社会経済情勢の変化に対応し、中小企業・小規模企業の経営の革新や地域産業の活性化を図るため、中小企業団体との連携及び協力の下、創業、第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合において、事業の形態を転換し、又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。）並びに事業の転換、再生及び承継に関する取組を支援する。

(東日本大震災からの復興及び創生)

第16条 市は、第11条第1項第5号の基本方針に基づき、国及び県と連携を図りながら、次に掲げる施策その他必要な施策を実施するものとする。

- (1) 被災した中小企業・小規模企業の事業の継続及び業績の回復のため、産業基盤の整備並びに企業による施設等の復旧及び整備を促進すること。
- (2) 観光関連産業、農林水産業及び製造業等における風評被害の対策を推進すること。
- (3) 原子力発電に依存しない地域社会を目指し、再生可能エネルギー関連産業の振興を図ること。
- (4) 東日本大震災からの復興及び創生に関連する産業の集積を図ること。

第3章 施策を推進するための措置

(中小企業・小規模企業振興会議)

第17条 中小企業・小規模企業の振興に関し、次の事項について協議するため、いわき市中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況及び方針
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 市は、振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

3 振興会議は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



参考1 いわき市中小企業・小規模企業振興条例 7/7

(財政上の措置)

第18条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



参考2 いわき市中小企業・小規模企業振興会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市中小企業・小規模企業振興条例(平成28年いわき市条例第8号)第17条第6項の規定に基づき、いわき市中小企業・小規模企業振興会議(以下「振興会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、振興会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第4条 振興会議の事務局は、産業振興部産業創出課に置く。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営等に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月27日から実施する。